

# 審 査 基 準

基準の名称	徳島県立美馬野外交流の郷利用料減免基準	
法 令 等 名	根 拠 条 項	許認可等・処分の概要
徳島県立美馬野外交流の郷の設置及び管理に関する条例	8-5	利用料金の減免
基 準 の 内 容		
<p>○徳島県立美馬野外交流の郷の設置及び管理に関する条例</p> <p style="text-align: right;">〔平成十年三月二七日 徳島県条例第二号〕</p> <p>(利用料金) 第八条 5 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を受けて、利用料金の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>○徳島県立美馬野外交流の郷利用料減免基準</p>		
減免することができるとき	減免対象となる利用料金	減免できる額
(1) 身体障害者手帳の交付を受けている者及び第一種身体障害者(昭和57年1月6日付け社厚省社会局長・児童家庭局長通知の定めるものに限る。)の介護者(1名に限る。)療育手帳の交付を受けている者及びその介護者(1名に限る。)並びに精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介護者(1名に限る。)が利用するとき。	条例別表その1、その2(同一の団体の利用者のうち身体障害者手帳の交付を受けている者、療育手帳の交付を受けている者の割合が百分の五十を超える場合に限る。)及びその5に規定する使用料	利用料金の額に百分の五十を乗じて得た額(その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。)
(2) 高校生自然体験活動推進事業実施要項(平成14年3月17日付教学課第1193号)の規定に基づき実施される高校生支援体験活動推進事業において、引率教員及び生徒が利用するとき。	条例別表その1に規定する広場サイトの利用料金 条例別表その2に規定する利用料金	利用料金を免除する。  利用料金の額に百分の五十を乗じて得た額。
(3) 26歳未満の者を主たる構成員とする青少年団体(20名以上の団体で、26歳未満の者の割合が百分の五十を超える場合に限る。また、家族での利用は除く。)が利用するとき。 その他知事が適当と認める団体が利用するとき。	条例別表その1に規定する広場サイト及び別表その2に規定する利用料金	利用料金の額に百分の五十を乗じて得た額(その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。)
(4) 利用者が11月1日から12月27日及び1月4日から3月24日までの間の日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日以外の日の正午より翌日の正午まで利用するとき。	条例別表その1(ただし、バーベキューテーブルを除く。)に規定する利用料金	利用料金の額に百分の二十を乗じて得た額(その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。)
(5) 野外交流の郷が掲載を申請して掲載される公共の冊子等において発行するクーポン券・割引チケット等を使用して施設を利用するとき。	条例別表その1に規定する利用者1人当たりの施設維持費	1人830円と規定している者について100円、本表(4)の条件により1人660円となった者については150円。
(6) 野外交流の郷が発行する会員カードを所有する者及びその家族が利用するとき。	条例別表その1に規定する利用者1人当たりの施設維持費	1人830円と規定している者について100円、本表(4)の条件により1人660円となった者については150円。
(7) その他指定管理者が特に必要と認めるとき。	指定管理者が必要と認める使用料	指定管理者が必要と認める額。